

令和4年度八戸市A I 関連産業参入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、今後、市場の成長性が期待されるA I 関連産業の集積を高め、当市産業の活性化と発展に寄与することを目的とし、就労困難者等に対し就労機会を創出するという新たなビジネスモデルによりA I 関連産業の推進に取り組む事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) A I アノテーション事業 画像、テキスト、音声その他A I 開発に必要なデータに対して関連する情報を注釈として付与する作業を、A I の開発に関わる事業者から受注し、又は自らのA I 開発の用として行う事業をいう。
- (2) 就労困難者等 就労に際して場所、時間その他の制約がある者として次に掲げる者をいう。
 - ア 身体・知的・精神等の障がいのある者
 - イ 令和4年4月1日現在において60歳以上の高年齢者
 - ウ 母子家庭の母又は父子家庭の父である者
 - エ 主として家庭において育児又は介護に従事する者
 - オ その他市長がアからエまでに掲げる者に準ずると認める者
- (3) 従事者 画像、テキスト、音声その他A I 開発に必要なデータに対して関連する情報を注釈として付与する作業に従事する者（当該作業を指導し、又は監督する者を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 市内に所在する事業所において、就労困難者等のみを従事者としてA I アノテーション事業を実施する者であること。
- (2) 納付すべき市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の交付内容)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税の額に相当する額、並びにこの要領に基づき交付する補助金以外の補助金又は助成金の交付を受けている経費を含めないものとする。
- 3 第1項の補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付候補の指定)

第5 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ、補助金の交付候補としての指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする事業者は、補助金交付候補指定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 定款又は規約等の写し
- (4) 登記事項証明書の写し
- (5) 直近の収支決算書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、別表第2に基づき申請内容を審査の上、交付候補の指定の可否について補助金交付候補審査結果通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(交付の申請)

第6 補助対象者は、補助金の交付候補の指定を受けたときは、遅滞なく、補助金交付申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 市税の滞納がないことの証明書又は同意書（別記第6号様式）
- (2) 誓約書（別記第7号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(申請の取下)

第8 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して30日以内とする。

2 規則第6条及び前項の規定は、補助金の交付候補の指定の通知を受けた場合について準用する。

(実績報告)

第9 規則第12条の実績報告書は、別記第9号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第10号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) 従事者名簿兼業務従事実績表（別記第11号様式）

(4) 補助対象経費の内訳及びその支払いを証する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書は、当該事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(確定)

第10 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

(交付時期)

第11 補助金は、規則第13条の規定によりその額の確定した後、補助対象者からの補助金交付請求書（別記第13号様式）による請求に基づき、一括して交付するものとする。

(関係書類の備え付け)

第12 補助対象者は、補助対象経費の収支その他当該事業に関する事項を明らかにするため、当該事業の経費について当該事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する一切の書類等を令和5年4月1日から5年間備え付けておかななければならない。

(その他)

第13 規則及びこの要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附

この要領は、令和4年4月26日から実施する。

別表第1（第4関係）

補助対象経費		補助率	補助限度額
人材育成経費	指導員・アドバイザー等専門家の招聘費（謝金、交通費、宿泊費）、職員の研修費（受講料、教材費、交通費）、研修会等の会場・設備使用料	1/2 以内	5,000 千円
設備等導入経費	機械装置等（パソコン、タブレット、サーバー、ルーターその他OA機器）のリース料、オフィス等の賃料及び共益費		
調査分析経費	マーケティング調査費、コンサルタント料		
事務経費	通信運搬費、図書・資料購入費、印刷製本費、消耗品費		

（備考）

設備等導入経費のうち、オフィス等の賃料及び共益費については、従事者の半数以上が市内に所在する事業所において従事する場合に限り補助対象経費とすることとし、補助対象事業の用に供する部分（共用部分を除く。以下同じ。）に限るものとする。なお、補助対象事業の用に供する部分の賃料及び共益費が賃貸借契約書等に明記されていない場合には、全体の面積に占める補助対象事業の用に供する部分の面積の割合により賃料及び共益費を按分した額を補助対象経費とする。この場合において、補助対象経費に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2（第5関係）

(1) 審査基準

審査項目	審査内容
事業の的確性	要領に定める趣旨及び規定を理解し、的確な事業内容となっていること。
事業の公益性	地域課題の解決につながるとともに、他の事業者のモデルとなる事業内容であること。
事業の実現性	従事者の確保や運営体制の整備その他事業計画の内容が実現可能なものであること。
事業の発展性	事業の現状と課題を調査分析し、調査結果の普及・啓蒙によりAI関連産業への参入を促す波及効果が見込まれる事業内容であること、又は、事業完了後も当該事業を継続的に発展させ、今後の当市産業の活性化に寄与することが見込まれる事業内容であること。
収支の妥当性	事業に係る経費が適切に見積もられていること。

(2) 多数の補助対象者からの申請により、補助金の交付予定額が予算の範囲を超える見込みとなった場合の措置

ア 審査項目について採点方式で審査し、採点の合計点の最も高い補助対象者に対して交付候補の指定を行う。

イ 最も高い合計点の者が複数いる場合は、審査員の合議により決定する。

ウ アの交付候補の指定を行ってもなお予算に残余が見込まれるときは、次に合計点の高い補助対象者に対して予算の残余の範囲内で交付候補の指定を行い、なお予算の残余がある場合についても同様の取扱とする。

エ 審査を行う審査員は、市長が別に指定する。

オ 配点は次の表のとおりとする。

審査項目	配点	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
事業の的確性	10点	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1
事業の公益性	20点	20～17	16～13	12～9	8～5	4～1
事業の実現性	30点	30～25	24～19	18～13	12～7	6～1
事業の発展性	30点	30～25	24～19	18～13	12～7	6～1
収支の妥当性	10点	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1

別記

第1号様式（第5関係）

補助金交付候補指定申請書

名 称	八戸市A I 関連産業参入支援事業補助金			
事業者の概要	名 称			
	所 在 地			
	設 立 年 月 日	年 月 日	資本金等	円
	従 業 員 数	人	業 種	
	主たる事業内容			
	※市内事業所の概要（市外に本社がある場合のみ記載） (1)名 称 (2)所 在 地 (3)設置年月日 (4)従 業 員 数 (5)主たる業務			
添 付 書 類	1 事業計画書（第2号様式） 2 収支予算書（第3号様式） 3 定款又は規約等の写し 4 登記事項証明書の写し 5 直近の収支決算書の写し 6 その他市長が必要と認める書類			
申請 令和 年 月 日				
(あて先) 八戸市長				
所 在 地				
申請者 名 称				
代表者職氏名				

事業計画書

【事業計画の概要】（※別表第2(1)審査基準を基に具体的に記載）

総事業費	円（うち補助金予定額 円）
事業所の所在地	
事業の内容	<p>【事業の目的】</p> <p>【具体的事業内容】</p> <p>【従事者の募集方法】</p> <p>【事業推進体制】</p> <p>【調査事業の内容】※調査事業を実施する場合のみ記載</p> <p>【その他特記事項】</p>
期待される効果	

従 事 者 数	従事者の属性 (要領第2第2号各号)	総従事者数 (人)	左のうち事業所内で 従事する者の数 (人)
	アに該当する者		
	イに該当する者		
	ウに該当する者		
	エに該当する者		
	オに該当する者		
	合計		
	【オに該当する者の具体的な内容】		
アノテーション 処理計画件数	件		
添 付 資 料	(1) 補助対象経費の算定の根拠となる資料 (2) 事業計画の概要がわかるチラシやパンフレット等 (3) その他		

収支予算（精算）書

1. 収入

（単位：円）

区 分	予算（精算）額	備 考
自己資金		
市補助金		
計		

2. 支出

（単位：円）

区 分	予算（精算）額	備 考
計		

八 産 第 号
令和 年 月 日

様

八戸市長 印

補助金交付候補審査結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度八戸市A I 関連産業参入支援事業補助金の交付候補の指定申請について、審査の結果を次のとおり決定したので、交付要領第5の規定により通知します。

- 交付候補として指定する。
- (1) 交付予定補助金額 円
- (2) 条件
- 交付候補として指定しない。
- (理由)

補助金交付申請書

名 称	八戸市A I 関連産業参入支援事業補助金
交付指定通知	令和 年 月 日 八産第 号
事業実施期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日
補助金交付申請額	金 円
添付書類	1 市税の滞納がないことの証明書又は同意書（第6号様式） 2 誓約書（第7号様式） 3 その他市長が必要と認める書類
<p style="text-align: right;">申請 令和 年 月 日</p> <p>(あて先) 八戸市長</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">申請者 名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者職氏名</p>	

令和 年 月 日

同 意 書

（あて先）八 戸 市 長

申請者 (所在地) _____

(名 称) _____

(代表者職氏名) _____

私は、令和4年度八戸市A I 関連産業参入支援事業補助金の申請にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、当社（団体である場合は当団体）の納税状況を確認することに同意します。

- 法人市民税
- 固定資産税
- 軽自動車税

誓 約 書

（あて先）八 戸 市 長

申請者 _____ (所在地)

_____ (名 称)

_____ (代表者職氏名)

令和4年度八戸市A I 関連産業参入支援事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 当社（団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。
 - (1) 法人等（法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員である。
 - (2) 法人等の役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 2 当社は、1の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、市から役員名簿等（下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。）又は再受託契約（再受託契約以降の全ての受託契約を含む。）の契約先を含む。）の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 当社が提出した本誓約書及び役員名簿等の正当性を確認するため、市が青森県警察八戸警察署長へ照会することを承諾します。
- 4 当社は、1の各号のいずれかに該当した場合において、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日制定）第4条の規定に基づき、公表されることに同意します。

八 産 第 号
令和 年 月 日

様

八戸市長 印

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度八戸市A I 関連産業参入支援事業補助金については、交付要領第7の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付条件 令和4年度八戸市A I 関連産業参入支援事業補助金交付要領を遵守すること。

実績報告書

名 称	八戸市A I 関連産業参入支援事業補助金
交付決定通知	令和 年 月 日 八産第 号
交付決定額	金 円
事業実施期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日
添付書類	1 事業実績書（第10号様式） 2 収支精算書（第3号様式） 3 従事者名簿兼業務従事実績表（第11号様式） 4 補助対象経費の内訳及びその支払いを証する書類の写し 5 その他市長が必要と認める書類
申請 令和 年 月 日	
(あて先) 八戸市長	
所在地	
報告者 名 称	
代表者職氏名	

事業実績書

総事業費	円		
事業所の所在地			
実施事業内容			
事業の成果			
今後の課題			
従事者数	従事者の属性 (要領第 2 第 2 号各号)	総従事者数 (人)	左のうち事業所内で 従事した者の数 (人)
	アに該当する者		
	イに該当する者		
	ウに該当する者		
	エに該当する者		
	オに該当する者		
	合計		
アノテーション 処理件数	件		
添付資料	(1) 実施事業内容がわかる資料等 (2) その他		

従事者名簿兼業務従事実績表

	ふりがな 氏 名	業務内容	従事期間	従事実績			従事者属性		備 考
				延べ日数 (A)	延べ時間 (B)	日平均時間 (B/A)	性別	就労困難事由 (※)	
1			～						
2			～						
3			～						
4			～						
5			～						
6			～						
7			～						
8			～						
9			～						
10			～						
			～						
			～						

(※) 就労困難事由の欄は、下記のア～オの中から選択して記号を記入すること。なお、「6 その他」に該当する場合は、備考欄に具体的な就労困難事由を記載すること。

ア 身体・知的・精神等の障がいのある者
イ 令和3年4月1日現在において60歳以上の高齢者
ウ 母子家庭の母又は父子家庭の父である者
エ 主として家庭において育児又は介護に従事する者
オ その他市長がアからエまでに掲げる者に準ずると認める者

八 産 第 号
令和 年 月 日

様

八戸市長

印

補 助 金 確 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 4 年度八戸市 A I 関連産業参入支援事業補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第 13 条の規定により、次のとおり額の確定をしたので通知します。

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 交付決定補助金額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定補助金額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付済補助金額 | 金 | 円 |
| 4 | 未交付補助金額 | 金 | 円 |

補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）八戸市長

所在地

請求者 名 称

代表者職氏名

印

令和 4 年度八戸市 A I 関連産業参入支援事業補助金を次のとおり請求します。

補助金交付請求額 金 円

交付確定通知 令和 年 月 日 八産第 号

備考

振込先

- ・金融機関名
- ・支店名
- ・口座名義人
- ・種別・口座番号